

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 納付金の納付の手続等

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第十二条第四項及び第五項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めること。

（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）の施行の日（令和三年二月十一日）から施行すること。（附則関係）